

第18期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.mixi.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

株式会社ミクシィ

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

名称	第13回新株予約権
決議年月日	平成28年8月5日
区分及び保有者数	取締役3名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	1,338個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 133,800株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1,898円
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月30日 至 平成58年8月29日
新株予約権の行使の条件	(注) 3

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

3. (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（ただし、下記(2)①ただし書きにて募集新株予約権の行使が認められる場合は、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位のいずれの地位をも喪失した日）の翌日以降10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

① 新株予約権者の当社の取締役の在任期間が3年未満であるとき。ただし、当社の取締役の地位の喪失後、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にある場合で、当社取締役会が募集新株予約権の行使を認めた場合は除く。

② 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと

同等の処分を受けた場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると総合的に判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、当社グループという。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループでは、業務プロセスや社内規程の整備、内部監査室による評価・監視体制の強化により、取締役及び使用人の職務執行の適正に努める。
 - ② 違法行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行う。
 - ③ 当社グループでは、「倫理規程」においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムを通じて全役職員に周知、徹底する。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループでは、情報管理に関する規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループを取り巻く様々なリスクを把握、管理するための規程を整備し、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行う。リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関として経営推進本部長を責任者とする「内部統制委員会」を設置し、当社グループが行う事業に関連するリスクを把握、評価し、その低減に努めるものとする。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社グループでは、担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、グループ共通の情報共有システムの導入等、当社グループの取締役の業務執行の効率性を確保するよう努める。
 - ② 現在及び将来の事業環境を踏まえ、各事業年度において予算を作成し、当社グループの目標を設定する。当社各部門及び各グループ会社においては、その目標達成に向けて各種施策を実行する。また、毎月の当社グループ全体の予算実績を当社取締役会において報告し、当社各部門及び各グループ会社の目標達成状況を検証する。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを行う。
 - ② 当社取締役社長をはじめとした各取締役及び当社本部長並びに各グループ会社の代表取締役が定例会議を開催し、各社より重要事項の報告を行う。
 - ③ 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程等への適合性の観点等から、グループ会社の内部監査を実施する。
- (6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。
- (7) 当社監査役職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び同使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき使用人は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び使用人の指示を受けない。
 - ② 監査役職務を補助すべき使用人の任命、人事考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し決定するものとする。
- (8) 当社取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制
- ① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。
 - ② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - ③ 取締役及び使用人は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実については、直ちに監査役に報告しなければならないものとする。
- (9) 当社グループの取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- 当社グループでは、内部通報制度を通じ、各グループ会社役員が当社監査役に報告をする手段を設ける。また、監査役以外の内部通報を受けた者は適時かつ適切に当社監査役に報告する。
- (10) (8) 及び (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社監査役に対する当社グループの取締役及び使用人からの通報については、法令または内部通報制度等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- (11) 当社監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
- 当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。ま

た、監査役が職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(12) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を確保するべく、監査役の監査に協力する。
- ② 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに内部監査室と連携し、効果的な監査を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の経営監督機能の実効性を確保しております。

(2) コンプライアンスに対する取り組み

「倫理規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行っております。

また、内部通報制度を運用しており、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応しております。

(3) リスク管理に対する取り組み

リスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの把握、評価、対応策等のリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会、その他の重要な会議に報告し、協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

(4) 当社グループの経営管理について

グループ会社管理規程に基づき、当社グループ各社の事業の進捗及び職務執行状況をモニタリングしております。また、当社グループ各社の財務状況及びその他の状況については、取締役会に適宜報告されております。

(5) 内部監査の実施について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社が、法令、定款及び社内規程に準拠して職務の執行が行われているか、書類の閲覧及び実地調査を実施しております。また、監査役会と相互連携を図り、内部監査の状況を監査役会に報告し、適宜会合を行い意見及び情報交換を行っております。

(6) 当社監査役の職務の執行について

当社監査役は、監査役会で策定された年度計画に基づき、取締役会、その他の重要な会議に出席し、必要に応じて当社取締役に対し意見を述べ、当社取締役の職務執行の監査をしております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	9,698	20,427	91,112	△17	121,221
当期変動額					
剰余金の配当			△11,066		△11,066
親会社株主に帰属する 当期純利益			59,867		59,867
自己株式の取得				△20,000	△20,000
自己株式の処分		2		4	6
自己株式の消却		△9,488		9,488	－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△9,486	48,801	△10,507	28,807
平成29年3月31日残高	9,698	10,941	139,914	△10,525	150,029

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
平成28年4月1日残高	260	260	2	5	121,490
当期変動額					
剰余金の配当					△11,066
親会社株主に帰属する 当期純利益					59,867
自己株式の取得					△20,000
自己株式の処分					6
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△18	△18	250	△0	231
当期変動額合計	△18	△18	250	△0	29,039
平成29年3月31日残高	242	242	253	4	150,529

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

・連結子会社の数	12社
・主要な連結子会社の名称	株式会社ミクシィ・リクルートメント 株式会社Diverse 株式会社フンザ

株式会社Compath Meについては新たに取得したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社ミクシィ・リサーチ及びミュージコー株式会社は、保有株式を売却したため、株式会社ミクシィマーケティングは当連結会計年度において清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

株式会社イー・マーキュリー

(連結の範囲から除いた理由)

株式会社イー・マーキュリーは小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

株式会社イー・マーキュリー

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちScrum Ventures Fund I, L.P.及び株式会社Compath Meの決算日は12月末日、株式会社フンザの決算日は2月末日であり、それぞれの決算日の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた連結上重要な取引に関しては必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有 形 固 定 資 産 ……………主に定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物……………8～27年

工具、器具及び備品……………2～20年

ロ. 無 形 固 定 資 産 ……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア……………5年

の れ ん……………3～8年の均等償却により償却しております。ただし、金額的に重要性の乏しい場合には、発生時に一括償却しております。

ハ. リ ー ス 資 産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸 倒 引 当 金 ……………売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞 与 引 当 金 ……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,754百万円
----------------	----------

5. 連結損益計算書に関する注記

関係会社株式売却損

ミューズコー株式会社の株式売却に伴う損失であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	84,295,500株	－株	2,416,050株	81,879,450株

(変動事由の概要)

自己株式の消却に伴う減少 2,416,050株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月10日 取締役会	普通株式	6,488	77	平成28年3月31日	平成28年6月8日
平成28年11月9日 取締役会	普通株式	4,577	56	平成28年9月30日	平成28年12月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,238	91	平成29年3月31日	平成29年6月7日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第13回新株予約権 (平成28年8月5日取締役会決議分)	普通株式	133,800株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。連結子会社における資金調達に関しては内部資金及び銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い債権管理担当者が定期的取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

金融負債の主なものには、未払金、未払法人税等、未払消費税等があります。未払金については、そのほとんどが1カ月以内の支払い期日であります。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、当社の手元資金は潤沢であり流動性は確保できております。連結子会社においては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	134,278	134,278	—
② 売掛金	16,214		
貸倒引当金	△6		
	16,208	16,208	—
③ 未払金	(5,713)	(5,713)	—
④ 未払法人税等	(11,347)	(11,347)	—
⑤ 未払消費税等	(865)	(865)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 未払金、④ 未払法人税等、⑤ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額865百万円）及び投資事業組合への出資（連結貸借対照表計上額1,694百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,889円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 730円85銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、平成29年4月21日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議し、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

1. 自己株式消却の理由

資本効率の向上、株主還元を明確化するため。

2. 自己株式の消却の内容

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 2,201,400株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 2.69%) |
| (3) 消却日 | 平成29年4月28日 |

(自己株式の取得)

当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主価値の最大化の追求のため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|----------------------------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合2.51%) |
| (3) 株式の取得対価 | 金銭 |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 10,000百万円 (上限) |
| (5) 取得期間 | 平成29年5月11日から平成29年9月末日 |
| (6) 買付方法 | 東京証券取引所における市場買付け
(取引一任契約に基づく市場買付け) |

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
平成28年4月1日残高	9,698	9,668	10,759	20,427	91,544	91,544	△17	121,653
当期変動額								
剰余金の配当					△11,066	△11,066		△11,066
当期純利益					60,097	60,097		60,097
自己株式の取得							△20,000	△20,000
自己株式の処分			2	2			4	6
自己株式の消却			△9,488	△9,488			9,488	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	△9,486	△9,486	49,031	49,031	△10,507	29,037
平成29年3月31日残高	9,698	9,668	1,272	10,941	140,575	140,575	△10,525	150,690

	新株 予約権	純資産 合計
平成28年4月1日残高	2	121,656
当期変動額		
剰余金の配当		△11,066
当期純利益		60,097
自己株式の取得		△20,000
自己株式の処分		6
自己株式の消却		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	250	250
当期変動額合計	250	29,288
平成29年3月31日残高	253	150,944

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …………… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。
(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 …………… 8～27年

工具、器具及び備品 …………… 2～20年

② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,753百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	237百万円
長期金銭債権	887百万円
短期金銭債務	8百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	11百万円
営業費用	61百万円

営業取引以外の取引による取引高 433百万円

(2) 関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額

財政状態が悪化したアイ・マーキュリーキャピタル株式会社及び株式会社ノハナに対する投融資に関するものであります。

(3) 関係会社事業整理損

ミューズコー株式会社に対する債権放棄に伴う損失及び株式会社ミクシマーケティングの清算に伴う損失であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,335,200株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア	8,903百万円
一括償却資産	45百万円
投資有価証券	265百万円
関係会社株式	102百万円
貸倒引当金	138百万円
未払事業税	256百万円
賞与引当金	466百万円
資産除去債務	26百万円
新株予約権	77百万円
前受金	54百万円
その他	67百万円
繰延税金資産小計	10,404百万円
評価性引当額	△679百万円
繰延税金資産合計	9,725百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	9,725百万円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,894円43銭

(2) 1株当たり当期純利益 733円66銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、平成29年4月21日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議し、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

1. 自己株式消却の理由
資本効率の向上、株主還元を明確化するため。
2. 自己株式の消却の内容
 - (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
 - (2) 消却する株式の数 2,201,400株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 2.69%)
 - (3) 消却日 平成29年4月28日

(自己株式の取得)

当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上及び株主価値の最大化の追求のため。
2. 取得に係る事項の内容
 - (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得する株式の総数 2,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合2.51%)
 - (3) 株式の取得対価 金銭
 - (4) 株式の取得価額の総額 10,000百万円 (上限)
 - (5) 取得期間 平成29年5月11日から平成29年9月末日
 - (6) 買付方法 東京証券取引所における市場買付け
(取引一任契約に基づく市場買付け)